

第 29 号議案

京都府教育委員会参与の設置に関する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 25 日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府教育委員会における地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する参与の設置について、必要な事項を定めるものである。

京都府教育委員会参与の設置に関する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

京都府教育委員会規則第 号

京都府教育委員会参与の設置に関する規則

(設置)

第1条 京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、参与を置くことができる。

(職務)

第2条 参与は、教育委員会が定める重要な教育施策に参画し、その処理に当たる。

(選任)

第3条 参与は、教育行政に関し高い識見を有する者のうちから、教育委員会が選任する。

(勤務)

第4条 参与は、非常勤とする。

(任期)

第5条 参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第6条 参与に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

